別表を次のように改める。

別表（第五条関係）

補助金等の名称	処分を制限する財産の名称等		処分制限期間（年）
	施設設備等の分類	財産の名称、構造等	
新市場創出対策事業費補助金	建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	五〇
新市場創出対策整備費補助金		事務所用のもの及び左記以外のもの	四七
農林水産物・食品輸出促進対策事業費補助金		寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	三九
農林水産物・食品輸出促進対策整備交付金		病院用のもの	三八
消費者・食農連携深化対策事業費補助金		変電所用、発電所用、送受信所用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、魚市場用又はと畜場用のもの	三一
食品の安全・消費者の信頼確保対策事業費補助金		公衆浴場用のもの	三一
独立行政法人農林水産消費安全技術センター施設整備費補助金		工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	二四
食料安全保障確立対策事業費補助金		塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの（冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。）及び放射性同位元素の放射線を直接受けるもの	二一
政府開発援助食料安全保障確立対策事業費補助金		塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	三一
家畜伝染病予防費負担金		その他のもの	三八
食料安全保障確立対策推進交付金（実験実用化に係るものを除く。）		倉庫事業の倉庫用のもの	二一
食料安全保障確立対策整備交付金		冷蔵倉庫用のもの	二二
植物防疫事業交付金		その他のもの	二八
担い手育成・確保等対策事業費補助金		寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	四一
担い手育成・確保等対策地方公共団体事業費補助金		病院用のもの	三八
		変電所用、発電所用、送受信所用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、魚市場用又はと畜場用のもの	三六
		公衆浴場用のもの	三四
		工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	三〇
		塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。）	二二
		塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	二八
		その他のもの	
		倉庫事業の倉庫用のもの	
		冷蔵倉庫用のもの	二〇
		その他のもの	三〇
		その他のもの	三四

担い手育成・確保等対策地方公共団体整備費補助金	建物	金属造のもの（骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。）	三八
農業経営金融支援対策費補助金		事務所用のもの及び左記以外のもの	三四
農地集積・集約化等対策事業費補助金		寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	三一
農地集積・集約化等対策整備交付金		変電所用、発電所用、送受信所用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、魚市場用又はと畜場用のもの	二九
農業生産基盤整備推進地方公共団体事業費補助金		病院用のもの	二七
特殊自然災害対策整備費補助金		公衆浴場用のもの	
農業水利施設保全管理整備交付金		工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
農業水利施設保全管理推進交付金		塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの（冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。）及び放射性同位元素の放射線を直接受けるもの	二〇
国産農産物生産基盤強化等対策整備費補助金		塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	二五
国産農産物生産基盤強化等対策整備交付金		その他のもの	
牛肉等関税財源国産畜産物生産基盤強化等対策費補助金		倉庫事業の倉庫用のもの	一九
牛肉等関税財源飼料対策費補助金		冷蔵倉庫用のもの	二六
		その他のもの	三一
		その他のもの	
		金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートルを超え四ミリメートル以下のものに限る。）	三〇
		事務所用のもの及び左記以外のもの	二七
		寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	二五
		変電所用、発電所用、送受信所用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、魚市場用又はと畜場用のもの	二四
		病院用のもの	一九
		公衆浴場用のもの	
		工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
		塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	一五
		塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	一九
		その他のもの	二四
		金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る。）	二二
		事務所用のもの及び左記以外のもの	一九
		寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	一七
		変電所用、発電所用、送受信所用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、魚市場用又はと畜場用のもの	一九
		病院用のもの	一七
		公衆浴場用のもの	一五